

報道関係者 各位

令和6年1月5日

新潟労働局雇用環境・均等室

監理官 村井 千晴

企画補佐 佐藤 大介

(電話) 025-288-3501

令和6年能登半島地震の影響による 特別労働相談窓口を開設しました

新潟労働局（局長 西岡邦昭）は、石川県能登地方を震源とする地震により令和6年1月1日付けで新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町に災害救助法が適用されたことに伴い、被災された事業場、労働者、求職者の方々からの相談に対応するため、1月4日（木）から特別労働相談窓口を開設しました。

記

1 地震の影響による相談窓口について

(1) 新潟労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナーで相談を受け付けています。

<お問い合わせ先>

新潟労働局雇用環境・均等室 電話025-288-3501

(2) 各ハローワークにおいても、次のような相談を受け付けています。

- 被災した事業場における労働者の雇用維持等に関すること。
- 被災した事業場の労働者に対する雇用保険求職者給付及び就職促進給付の支給に関すること。
- 災害の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること。

<お問い合わせ先>

名称	電話番号	管轄区域
ハローワーク新潟	025-280-8609	新潟市(秋葉区・南区・西蒲区を除く)
ハローワーク長岡	0258-32-1181	長岡市(旧川口町を除く)
小千谷出張所	0258-82-2441	長岡市(旧川口町)
ハローワーク上越	025-523-6121	上越市(板倉区・中郷区を除く)
妙高出張所	0255-73-7611	妙高市、上越市のうち板倉

		区・中郷区
ハローワーク三条	0256-38-5431	三条市、加茂市、見附市
ハローワーク柏崎	0257-23-2140	柏崎市、出雲崎町
ハローワーク新津	0250-22-2233	新潟市のうち秋葉区・南区、 五泉市
ハローワーク糸魚川	025-552-0333	糸魚川市
ハローワーク巻	0256-72-3155	新潟市のうち西蒲区、燕市
ハローワーク南魚沼	025-772-3157	南魚沼市
ハローワーク佐渡	0259-27-2248	佐渡市

- (3) 各労働基準監督署においても、次のような相談を受け付けています。
地震の影響に関連した賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。

<お問い合わせ先>

名 称	電話番号	管轄区域
新潟労働基準監督署	025-288-3572	新潟市(秋葉区・南区を除く)
長岡労働基準監督署	0258-33-8711	長岡市(旧川口町を除く)、柏 崎市、出雲崎町
上越労働基準監督署	025-524-2111	上越市、糸魚川市、妙高市
三条労働基準監督署	0256-32-1150	三条市、加茂市、燕市、見 附市
新津労働基準監督署	0250-22-4161	新潟市のうち秋葉区・南区、 五泉市
小出労働基準監督署	025-792-0241	長岡市のうち旧川口町、南 魚沼市
佐渡労働基準監督署	0259-23-4500	佐渡市

- (4) 相談受付時間
上記(1)～(3)の相談受付時間は平日の8時30分～17時15分となります。

2 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

- (1) 雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて
(2) 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について
※ 詳細は別紙をご覧ください。

雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

令和6年1月1日の石川県能登地方を震源とする地震による災害に関し、令和6年1月1日付けで新潟県内14市町に災害救助法が適用されたことに伴い、新潟労働局では、雇用保険求職者給付の支給に関して、以下の特例措置を設けました。

雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて

雇用保険の求職者給付を受給している方が、地震による災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険求職者給付の基本手当等を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険求職者給付の支給を受けることができます。

<要件>

災害救助法の適用を受ける「新潟県内14市町」に所在する事業所に雇用される方(※①)で、事業所が被災し、やむを得ず休業(※②)することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※①雇用保険に6カ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

※②災害により直接被害を受け、休業した場合が対象となります。

3 制度利用にあたっての留意事項

この特例措置を利用して、求職者給付または就職促進給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

<お問い合わせ先>

この制度の内容や手続きなど詳しいことは、当該市町を管轄するハローワークまたは新潟労働局職業安定課にお問い合わせください。

【当該市町を管轄するハローワーク】:「1 地震の影響による相談窓口について」のお問い合わせ先をご覧ください。

【新潟労働局職業安定課】:025-288-3507

